

航空事業対策に関する緊急提言（抜粋）

平成 15 年 7 月 18 日

自由民主党政務調査会

國 土 交 通 部 会 部 會 長 橋 康 太 郎
航 空 対 策 特 別 委 員 会 委 員 長 久 間 章 生
航 空 事 業 対 策 小 委 員 会 委 員 長 今 村 雅 弘

航空は、かつてのような一部の利用者のためのぜい沢なサービスや迷惑施設ではなく、地域に大きな利益をもたらす基盤として機能し、まさに国民の足として高い公共性を有することとなり、その運営に当たる者には強い自覚と能力・責任感が求められている。

加えて、航空は、今後、国際交流や国際物流の増大、観光立国、地域間交流の拡大、地域経済の活性化など、我が国の経済社会の活性化・国際競争力の向上について一層大きな役割を果たすことが期待されている。

しかしながら、我が国航空業界は、大競争時代を迎える中、外国企業との競争等による収益の減少、一昨年9月の米国同時多発テロ、今年3月のイラク戦争とその後のSARSの発生による国際線旅客の大幅な減少、国内経済の停滞に伴う国内線収入の大幅な減少、運賃競争の激化による収入減等により、厳しい経営状況にある。

この厳しい状況の中、航空が我が国経済社会において今後担うべき役割を確実に果たすためには、解決すべき課題が多くあるが、当面の対応として、航空会社、政府、地方公共団体・地元経済界・観光関係者等の関係者は、相互に連携を図りつつ、それぞれ以下に掲げる措置を確実に実施すべきである。特に、政府においては、この緊急提言に則り、必要な施策を平成16年度概算要求、税制改正要望に盛り込むべきである。

1. 航空事業に関し講ずべき措置

（2）政府が講ずべき措置

- ⑧国際チャーターについて、地方空港における双方向の交流を促進するとの視点を踏まえ柔軟な運用が可能となるよう、その要件の見直しについて早期に対応すること。